

法人県民税・法人事業税に関する重要なお知らせ

法人県民税・事業税申告書の プレプリント発送を終了します

平素は、県税の申告納税につきまして、格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

高知県では、申告時期を迎えた法人の皆さまに申告書や納付書の用紙をお送りしていますが、電子申告や会計ソフトを利用して申告書を提出している法人が増加しているため、送付している申告書用紙の利用率が低下しています。

このような状況を踏まえ、電子申告利用促進、資源保護及び行政手続に係るコスト削減の観点から、申告書用紙の送付を終了させていただきます。また、見込納付用納付書の送付も併せて終了いたします。

現 行

申告書・納付書を送付



変 更 後

令和9年1月送付分^(※1)から 納付書^(※2)のみ送付

- ※1
 - ・ 令和8年2月1日以後に開始する事業年度の確定申告分（法人県民税均等割のみの申告分を含む）から
 - ・ 令和8年7月1日以後に開始する事業年度の予定申告分から
- ※2
 - ・ 従来どおり、法人名や課税番号等を印字した納付書を送付します。
 - ・ 見込納付用納付書は送付しません。必要な場合は、高知県税務課ホームページからダウンロードをお願いします。

地方税ポータルシステム（eLTAX）をご利用ください

高知県では、地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用して、インターネットによる電子申告、電子申請・届出の受付を行っています。また、電子申告とあわせて、電子納税もご利用いただけますので、ぜひご利用ください。

- ✓ 複数窓口へワンストップで納税できます。
- ✓ ダイレクト納付、インターネットバンキング、クレジット納付などにご利用できます。

詳しくは、地方税共同機構ホームページをご覧ください。

<https://www.lta.go.jp/>

eLTAXに関するお問い合わせ（操作方法等）は、eLTAXのヘルプデスクへ！

- よくあるご質問・お問い合わせ <https://www.lta.go.jp/otoiawase/>
※上記URLのページに「お問い合わせフォーム」があります
- 電話（平日9:00～17:00） 0570-081459
（つながらない場合 03-6745-0720）

申告書用紙、納付書等が必要な場合

申告書用紙、納付書等が必要な場合は、高知県税務課ホームページからダウンロードしてご利用ください。

- <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/houjinyousiki/>
- 高知県ホームページ > [組織から探す](#) > [税務課](#) > [県税の種類](#) > 「法人県民税」
又は「法人事業税」 > [「法人県民税・法人事業税 税率表、申請・届出様式一覧」](#)

※諸事情により、高知県税務課ホームページから申告書をダウンロードすることが困難な場合は、管轄の県税事務所に切手を貼り付けた返信用封筒をお送りいただきましたら、普通紙に印刷した申告書を返送いたします。詳細は、管轄の県税事務所にお問い合わせください。

※申告書の記載方法について、準備ができ次第、高知県税務課ホームページでお知らせします。



お問い合わせ先

- | | | | |
|-----------|----------------|-----------|----------------|
| ・安芸県税事務所 | ☎ 0887-34-1161 | ・中央東県税事務所 | ☎ 088-866-8500 |
| ・中央西県税事務所 | ☎ 088-821-4652 | ・須崎県税事務所 | ☎ 0889-42-2366 |
| ・幡多県税事務所 | ☎ 0880-35-5972 | ・税務課 | ☎ 088-823-9309 |